

## 平戸市生月町博物館・島の館指定管理者公募要項

平戸市生月町博物館・島の館（以下「島の館」という。）について、下記により指定管理者として、法人その他の団体（以下「法人等」という。）を募集します。

なお、詳細については、別添の平戸市生月町博物館・島の館指定管理仕様書（以下「指定管理仕様書」という。）をご覧ください。

### 1 対象施設

- (1) 名 称 平戸市生月町博物館・島の館
- (2) 所在地 平戸市生月町南免 4289 番地 1

### 2 指定管理者が行う業務

- (1) 島の館の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
  - ・敷地と敷地内にある施設・設備の管理・清掃は指定管理者の業務です。
  - ・施設と館内の機器・調度品、自動車については、コーヒーラウンジの冷蔵庫を除き全て公有財産となっています。
  - ・施設や設備、備品の購入や 10 万円を越える規模の修繕、自動車の車検については平戸市が負担します。
  - ・光熱水費や通信費の支払い、空調、自動ドア、警備、消防設備、浄化槽、薫蒸などの委託業務については、指定管理者の負担となります。
- (2) 島の館の施設等を一般の利用に供すること
  - ・ミュージアムショップの営業は指定管理者の業務に含まれ、収入は指定管理者の収益となります。
  - ・入館者の接客・説明、世界遺産サテライトセンター関連の応対、生月島を含む平戸市内の観光地・観光便益施設等の案内は指定管理者の業務です。
- (3) 島の館の観覧料の収受に関すること
  - ・観覧料は指定管理者の収益となります。チケットやパンフレットは指定管理者が用意します。
- (4) その他平戸市が必要と認める業務
  - ・島の館の収蔵資料及び書籍については、全て公有財産となっています。
  - ・収蔵資料の保管や展示に関する業務、研究や情報発信、教育の業務は、主として平戸市が行いますが、指定管理者はそれに協力するほか、指定管理者自身も平戸市の指導のもと、展示や教育などの業務を主体的に行うことができます。
  - ・博物館に係る団体への負担金は、指定管理者の負担となります。  
※詳細については、業務仕様書を参照してください。

### 3 応募資格

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 1 項に規定する博物館として、平成 9 年 4 月 8 日に登録された島の館を、安定的かつ円滑に管理運営できる団体で、平戸市内に本社又は支店・営業所等を有するものであること。

ただし、次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 法律行為を行う能力を有しないもの
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- (4) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの
- (5) 平戸市税並びに消費税及び地方消費税を滞納しているもの

#### 4 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（4 年間）

#### 5 指定管理料

令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの指定管理料上限額  
110,712,000 円（総額）

#### 6 選定スケジュール

令和 5 年 8 月 1 日（木）	指定管理者公募開始
令和 5 年 8 月 21 日（月）	公募説明会
令和 5 年 9 月 1 日（金）	質問書締め切り
令和 5 年 9 月 8 日（金）	質問に対する回答期限
令和 5 年 9 月 15 日（金）	申請書提出締め切り
令和 5 年 10 月	指定管理者選定委員会 書類審査等及び候補者決定
令和 5 年 11 月	選定結果通知
令和 5 年 12 月	市議会で指定に関する議案可決後、協定書を締結します。

#### 7 公募説明会

応募を予定している法人等は、必ず説明会に出席してください。

日 時 令和 5 年 8 月 21 日（月）午後 1 時 30 分～

場 所 平戸市生月町中央公民館 2 階研修室

内 容 ・ 指定管理者仕様書、申請書類の説明  
・ 施設見学

申 込 別紙 1 によりお申込みください。

留意事項 ①出席者は、1 団体 3 人までです。

②施設見学は、説明会終了後、現地集合となります。

#### 8 質問書の提出・回答

質問については、別紙 2 により、令和 5 年 9 月 1 日（金）までに、ファックス、Eメール又は郵送により直接文化交流課に提出してください。回答は、令和 5 年 9 月 8 日（金）までにファックス、Eメール又は郵送で、公募説明会に出席した法人等に送付します。

#### 9 申請方法

次に掲げる書類について、正本1部及び副本1部を、令和5年9月15日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までに、文化交流課へ直接提出してください。なお、提出された書類は、返却いたしません。

- ①平戸市指定管理者指定申請書（規則様式第1号）
  - ②事業計画書（規則様式第2号）及び収支予算書（規則様式第3号）
  - ③法人等概要書（規則様式第4号）
  - ④定款又は寄附行為の写し及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
  - ⑤申請する法人等の直近3年の収支決算書・事業報告書
  - ⑥申請資格に関する申立書（規則様式第5号）及び市税完納証明書（該当する法人等のみ）
- ※1 ①②③については、書類の提出とともに、電子データでも提出してください。
- ※2 平戸市は、指定管理者の選定結果の公表等において必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を無償で使用することがあります。

## ■留意事項

### ア 接触の禁止

選定委員会委員、本市職員その他本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。

### イ 共同事業体の構成団体の変更

共同事業体で応募する場合、代表団体及び構成団体の変更は認めません。ただし、構成団体の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと市が判断した場合には、変更を可能とすることもあります。その際には、変更の旨を問合せ先までご連絡ください。

### ウ 応募の取下げ

構成団体の倒産、解散等の事情により、応募を辞退することが明白となった場合には、応募辞退届を提出してください。

提出場所： 問合せ先に同じ

### エ 提案内容変更の禁止

一旦提出された書類の内容を変更することはできません。

### オ 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合は、その応募は無効とします。

### カ 応募書類の取扱い

市に提出された応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。また、市は、指定管理者の選定の公表等必要な場合は、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。なお、提出された応募書類は、平戸市情報公開条例における「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となります。

### キ 費用負担

申請に関して必要となる費用は、全て申請団体の負担とします。また、応募書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令

に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として申請者の負担とします。

ク 重複提案の禁止

1 法人等 1 応募とし、複数の応募はできません。

10 選定方法

指定管理者選定委員会を設置し、書類審査等により採点を行い、指定管理者候補者を選定します。

11 選定の水準

指定管理者仕様書に記載の、「指定管理者が行う管理のための基準及び業務の範囲」に定める事項を要求水準として、以下の事項について審査を行う。

(1) 申請団体に関する事項

申請団体の組織・経営状況等に関する事項

(2) 管理運営に関する事項

島の館の管理運営方法や人員配置等に関する事項

(3) 事業に関する事項

島の館の目的を達成するために行う事業に関する事項

12 結果の通知

選定結果は、応募した団体に文書で通知します。

13 指定議案の上程・指定管理者の指定・協定書の締結

候補者選定後、令和 5 年 12 月平戸市市議会定例会の議決を経て、市は指定管理候補者を指定管理者として指定し、協定書を締結します。

なお、平戸市議会が議決しなかった場合又は否決した場合においても、応募者が本施設指定管理業務を実施するために支出した費用（準備行為を含む。）、提供したノウハウの対価等については、一切補償しませんのでご了承ください。

14 結果の公表

選定結果の概要については、平戸市ホームページ等で公表します。

15 問い合わせ先

〒 859-5192 平戸市岩の上町 1508 番地 3

平戸市 文化交流課

電話： 0950-22-4111（内線 2275）

F A X： 0950-22-3399

E メール：bunka@city.hirado.lg.jp

別紙1

## 平戸市生月町博物館・島の館指定管理者 公募説明会参加申込書

平戸市生月町博物館・島の館指定管理者公募説明会への参加を申込みます。

公募説明会 開催日時：令和5年8月21日（月）午後1時30分～

開催場所：平戸市生月町中央公民館 2階会議室

また、「個人情報の取扱いについて」の内容を確認し、本申込書に記載した個人情報がこの内容に基づいて取り扱われる旨、同意します。

(ふりがな) 団体名等	
参加者 (ふりがな) 氏名	
電話番号	
F A X	
メールアドレス	

※なお、説明会当日は、説明会、施設見学会とも現地集合となりますので、移動手段については、各団体にてご用意願います。

### 申込先

〒859-5192 平戸市岩の上町 1508 番地3

平戸市役所 文化交流課 博物館担当

電話 0950-22-4111 FAX 0950-22-3399

メール bunka@city.hirado.lg.jp

### 個人情報の取扱いについて

参加申込書に記入いただいた参加者氏名等の個人情報については、本説明会に必要な業務のみ利用します。

平戸市生月町博物館・島の館指定管理者  
質 問 書

質問事項
------

(ふりがな) 団体名等	
代表者名	
電話番号	
F A X	
メールアドレス	

**送付先**

〒859-5192 平戸市岩の上町 1508 番地3

平戸市役所 文化交流課 博物館担当

電話 0950-22-4111 **FAX 0950-22-3399**

メール bunka@city.hirado.lg.jp

個人情報の取扱いについて

参加申込書に記入いただいた参加者氏名等の個人情報については、本説明会に必要な業務のみ利用します。